

## 平成23年度

## 請負工事に於ける入札契約関係等に関する建設業界向け説明会Q&A

質問	回答
Q. 簡易型の配点が10点に変更になるが、採点方法に変更はあるのか？	A. 基本的に採点方法に変更はないが、前提条件を大きく逸脱するような記述がある場合は、減点することがある。
Q. 一般土木のAランクとBランクの境の金額はいくらか？	A. 7億2千万円。
Q. 今回のガイドラインの適用はいつからになるのか？	A. 4月15日以降公告する案件から適用になる。
Q. 表彰の評価はいつから変わるのか？	A. 表彰月の翌月となっているため、例年だと8月から平成22年度、23年度の表彰が対象となる。
Q. TSによる出来形管理を活用する場合は最大2点を加点となっているが、1点もあるのか？	A. 2点が標準であり、1点の加点はない
Q. 技術提案においてICTを活用する場合はTSを除くとなっているが、MC、MGなどでTSを使用する場合は対象とならないのか？	A. 技術提案においてTSを除くとしているのは施工能力で評価しているTSによる出来形管理と重複評価を避けるために規定している。MC、MGで使用するTSではない。
Q. ICT技術の活用はオーバースペックにあたらぬか？	A. 企業によっては、既にICT関連機器等を所有している場合などもあり、各社条件は異なるため、一律オーバースペックにあたるものではないと考えている。
Q. 付加的業務において図面作成などを行う場合、変更金額はどれぐらいになるか教えられないのか？	A. 業務委託の単価契約図面作成の積算基準により算出します。公表されている歩掛かりを参考とされたい。
Q. 設計図書の照査では、現場地形図、設計図との対比図を確認出来る資料として作成するが、横断図の作成は設計図書の照査範囲の内か外か？	A. 現地盤の確認行為と横断図作成は異なるもの。横断図の作成は設計照査の範囲外であり、付加的業務に当たる。